

「子どもを虐待から守る条例の改正」における検討状況について

1 検討状況について

令和6年7月5日の第1回会議、9月13日の第2回会議、10月10日の第3回会議の検討結果をふまえ、下記2のとおり改正におけるポイントを整理しました。

2 改正の主なポイント

(関係機関との連携強化)

① 三重県全体で相談をつなぐワンチーム対応

子どもや家庭の問題解決につなげていくため、日常の支援の範囲で受けた相談内容について、所管外の内容であっても、責任を持って他の相談機関につなぐことで、切れ目のない支援を県全体で取り組むことを明記します。

② 未然防止の取組の推進

・ 予期しない妊娠・出産をして不安を抱えている方や、経済的な理由等から医療機関の受診が困難な妊婦が必要な支援や医療を受ける機会を確保できるよう相談先などについて周知します。

・ 乳幼児健診の未受診が続き子どもの安全確認ができない場合、要保護児童対策地域協議会にて要保護児童の安全確認ができない場合、市町から児童相談所に送致するなど安全確認のための連携を強化します。

③ 子どもの安全確認・安全確保の連携強化

・ 児童相談所だけでは児童の安全確認や一時保護の実施が困難な場合等、児童相談所から警察への援助要請を行うことについて明記します。

・ 児童の一時保護を解除する際に、市町及び関係機関等との連携など、家庭復帰後の安全確保のための連携強化を図ります。

（体制づくり）

① 子どもの意見表明支援

子どもの権利擁護を促進するため、子どもが意見表明しやすいよう意見表明支援の体制を整備します。

② 警察との連携体制の整備

子どもに生命の危険や、心身の発達に重大な影響を及ぼす虐待事案に的確に対応するため、警察と必要な情報を共有します。

③ 市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援

市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化のため、必要な支援を行うことを明記します。

（人材育成）

① 体系的、計画的な人材育成

体系的、計画的に研修を実施し、専門職の質の向上を図ります。

② 重大事例の再発防止をチームで学ぶ

児童相談所、市町、警察等の関係機関とともに死亡事例検証結果を研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めます。

今後の予定

| | | |
|-------|----|---------------------------------------|
| 令和7年 | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案） パブリックコメントの実施 |
| 令和7年度 | | 議案提出 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案） 公布 |